

# 山梨県公報

第二千六百二十三号

平成二十八年

七月二十五日

月 曜 日

## 目次

告示

- 家畜伝染病の発生……………六九五
- 道路の区域変更(三件)……………六九五
- 道路の供用開始(三件)……………六九六

公告

- 個人情報保護条例の施行状況……………六九六
- 行政文書の開示の実施状況……………六九七

公安委員会

- 落札者の決定について(三件)……………六九七

## 告示

### 山梨県告示第二百五十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十八年七月二十五日

山梨県知事 後藤 齋

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患者	三	北杜市高根町	平成二十八年七月十二日

### 山梨県告示第二百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年八月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十五日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井甲州線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新		
笛吹市御坂町栗合字原町七番三地先から 笛吹市御坂町栗合字原町七番一地先まで	七・三 八・二	七・七 八・五	一六・五	一六・五

### 山梨県告示第二百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年八月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十五日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鷲宿上曾根線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新		
笛吹市境川町寺尾字小黒沢二六八一番一地先から 笛吹市境川町寺尾字中原二六九七番三地先まで	九・一 二八・三	一一・四 四〇・四	一八二・四	一六七・七

### 山梨県告示第二百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年八月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十五日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北都留郡小菅村字今川六二九五番一地先から北都留郡小菅村字今川六三〇番一地先まで	一四・四 三五・六	一三・七 二四・二	七六・一	七六・一

山梨県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年八月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十五日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	韮崎南アル ブス中央線	南アルブス市十日市場字林間一四九一番一地从先から南アルブス市十日市場字角力場一五九九番五地先まで	六三・五	平成二十八年七月二十五日

山梨県告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年八月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十五日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一三九号	北都留郡小菅村字高淀四一七二番一地从先から北都留郡小菅村字高淀四一七四番一地先まで	一一・〇	平成二十八年七月二十五日

山梨県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年八月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十五日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	梁川猿橋線	大月市猿橋町伊良原四八番一地从先から大月市猿橋町猿橋字真渡一三三六番三地先まで	一八五・〇	平成二十八年七月二十五日

公 告

● 個人情報保護条例の施行状況

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第七十三条第二項の規定により、平成二十七年七月度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成二十八年七月二十五日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 山梨県個人情報保護条例の施行状況
- 個人情報保護取扱事務の登録の件数 一、〇四四件
- 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数 一一、七三八件
- 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況 一一、七三八件

不服申立ての件数 ○件  
 不服申立ての処理状況 ○件  
 事業者の登録状況 八四三件  
 事業者に対する調査、助言、勧告及び公表の件数 ○件  
 実施機関別の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況  
 知事 一五四件  
 教育委員会 六、三三九件  
 人事委員会 三七八件  
 警察本部長 四、六二三件  
 地方独立行政法人山梨県立病院機構 八四件  
 公立大学法人山梨県立大学 一六〇件

● 行政文書の開示の実施状況

山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十七条第二項の規定により、平成二十七年七月二十五日における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十八年七月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 行政文書の開示の状況  
 開示請求 八九六件  
 開示決定 七二六件  
 全部開示決定 二二二件  
 一部開示決定 五一四件  
 不開示決定 七一件  
 取下げ 九九件  
 不服申立て 五件  
 不服申立てに対する裁決又は決定 二件  
 二 実施機関別の請求の状況  
 知事 八〇三件  
 議会 一三件  
 教育委員会 二六件  
 選挙管理委員会 一七件  
 監査委員 二件  
 公安委員会 一件

収用委員会 一件  
 公営企業管理者 二件  
 警察本部長 一二二件  
 地方独立行政法人山梨県立病院機構 三件  
 公立大学法人山梨県立大学 一件  
 山梨県道路公社 五件

公安委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年七月二十五日

山梨県警察本部長 飯 利 雄 彦

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
 (一) 名称 ホストコンピュータ  
 (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地  
 (一) 名称 山梨県警察本部警務部情報管理課  
 (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年六月十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所  
 (一) 名称 株式会社J.E.C.C 営業本部長 村上春生  
 (二) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 三億八千六百二十万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年四月二十八日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成され

た政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年七月二十五日

山梨県警察本部長 飯 利 雄 彦

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
- (一) 名称 ID管理システム
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県警察本部警務部情報管理課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年六月十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

- (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社 西東京支店長 飯嶋武
- (二) 住所 東京都立川市曙町二丁目二十番五号

五 落札金額 八千四百六十五万四千七百二十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年四月二十八日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年七月二十五日

山梨県警察本部長 飯 利 雄 彦

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
- (一) 名称 KAIシステム用端末
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県警察本部警務部情報管理課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年六月十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

- (一) 名称 日立キャピタル株式会社 執行役 安栄香純
- (二) 住所 東京都港区西新橋一丁目三番一号

五 落札金額 一億七千四百七十五万九千九百二十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年四月二十八日